

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年3月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	10件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500504 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500060 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 25 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで

請求期間の保険料については、付加保険料も含め納付していたが、定額保険料のみ納付済みと記録されているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 12 か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 52 年 9 月から第 3 号被保険者に該当した直前の昭和 61 年 3 月までの期間について、請求期間を除き全て付加保険料を含めた保険料を納付しており、請求者の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、請求者に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和 52 年 9 月 10 日に国民年金に任意加入する手続きを行っており、同名簿の「附加保険料の納付する者となる申出」欄の日付についても、昭和 52 年 9 月 10 日とされ、請求者が任意加入する手続きと同時に付加保険料を納付する申出を行ったことが確認できるところ、「附加保険料を納付する者でなくなる申出」欄には日付等の記載はなく、請求者が請求期間について付加保険料を納付しない旨の申出を行った形跡は見当たらない。

さらに、B 市は、請求期間当時、付加保険料を納期限内に納付しない場合には、旧国民年金法第 87 条の 2 第 4 項の規定により、その納期限の日付に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなしていたが、請求者に係る国民年金被保険者名簿の「附加保険料を納付する者でなくなる申出」欄には日付等の記載はなく、申出記録と納付記録の間に矛盾がある旨の見解を示しており、上述のとおり、請求者は、請求期間の前後の期間について付加保険料を含めた保険料を納

付していることを踏まえると、請求期間においても付加保険料を納付したものと
考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料
を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500491 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1500061 号

第 1 結論

昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

私は、婚姻 (昭和 35 年 7 月) を契機に、家族が経営していた会社で事務を担当していた母親から、今まで給料から厚生年金保険料を控除していたため、その分、給料の手取りが少なくなっていたが、今後は、厚生年金保険料を控除せずに、給料として全部支払うので、自分で国民年金の保険料を納付するよう言われた。このため、国民年金の加入手続については、妻が昭和 35 年 10 月頃に夫婦二人分を一緒に行い、保険料についても、妻が自宅に来た集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、9 か月と短期間であり、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする妻は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達までの国民年金の加入期間において、保険料の未納はなく、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、妻と連番で昭和 35 年 11 月頃に払い出されているため、請求者の陳述のとおり、この頃に請求者及びその妻の国民年金の加入手続が行われ、その際に、夫婦共に昭和 35 年 10 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者及びその妻は、請求期間について継続して国民年金に加入していることから、妻は、自身の保険料と併せて請求者に係る請求期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、請求者及びその妻の請求期間前に当たる昭和 36 年度の保険料については、いずれも納付済みとされているほか、これに引き続き請求期間が含まれる妻の昭和 37 年度の保険料については、当初、オンライン記録において未納として管理されていたが、日本年金機構は、平成 28 年 2

月 16 日付けで、請求者が一緒に保険料を納付していたと主張している妻の当該年度の保険料を納付済みへと納付記録を変更している。

あわせて、請求者は、現在、オンライン記録では請求期間後の昭和 38 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、これに伴い国民年金の被保険者資格を喪失しているが、オンライン記録及び請求者が所持する国民年金手帳によると、この国民年金の被保険者資格の喪失後期間のうち、請求期間の翌年度に当たる昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、当時、現年度保険料として納付されていたことが確認できる（その後、平成 19 年 7 月 24 日付けで決議され還付済み）。

このように、請求期間前の請求者及びその妻の納付状況、請求期間における妻の納付記録変更並びに請求期間後の請求者の納付状況を踏まえると、9 か月と短期間である請求者に係る請求期間の保険料についても、納付意識の高かった妻が、自身の保険料と併せて納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500629 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500282 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 8 月 1 日に訂正し、昭和 56 年 7 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 7 月 30 日から昭和 56 年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 56 年 7 月 30 日から昭和 56 年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 7 月 30 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで
A 社及び B 社には継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録は昭和 56 年 7 月が未加入になっているので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の回答等から、請求者は、A 社及び関連企業である B 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前記同僚は、企業の名称が変更されただけで、勤務地、業務内容、雇用形態及び給与等に変更はなく、名称変更の前後も厚生年金保険料が控除されていた旨回答並びに陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前記同僚は、昭和 56 年 7 月 31 日までは A 社に在籍し、昭和 56 年 8 月 1 日からは B 社に在籍した旨回答している上、B 社は、昭和 56 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 8 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る A 社における健康保

険厚生年金保険被保険者原票の昭和 56 年 6 月の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和 56 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び B 社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500706 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500283 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 37 年 5 月 2 日に訂正し、昭和 37 年 4 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 4 月 30 日から同年 5 月 2 日まで

請求期間について、A 社には一日の空白もなく勤務していたと思われるので、厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された人事記録及び雇用保険の記録等により、訂正請求記録の対象者は、A 社及び同社 C 工場に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A 社から同社 C 工場への異動日については、訂正請求記録の対象者と同様に昭和 37 年 4 月 30 日に A 社を資格喪失し、昭和 37 年 5 月 2 日に同社 C 工場で資格取得したとしてオンラインに記録されていた複数の同僚は、昭和 37 年 5 月 2 日が異動日であるとしてオンライン記録が訂正されていることから、訂正請求記録の対象者についても同日を異動日とすることが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社にお

ける厚生年金保険被保険者名簿の昭和 37 年 3 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 37 年 4 月について訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険出張所は、訂正請求記録の対象者の昭和 37 年 4 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500622 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500285 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 20 年 7 月 31 日は 15 万円、平成 20 年 12 月 19 日は 25 万円、平成 21 年 7 月 21 日は 45 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 12 月 19 日及び平成 21 年 7 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 12 月 19 日及び平成 21 年 7 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日

② 平成 20 年 7 月 31 日

③ 平成 20 年 12 月 19 日

④ 平成 21 年 7 月 21 日

A 社から賞与が支給されていたが、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②から④までについて、請求者から提出された預金通帳及び同僚が所持する賞与明細書から、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から④までに係る標準賞与額については、預金通帳に記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 25 万円、請求期間④は 45 万円とすることが

必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から④までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、請求者によれば、A社は、試用期間が3か月あり、試用期間中の給与は、翌月10日払いだったため、平成19年7月10日の預金通帳の振り込みは給与であり、賞与でない旨陳述している上、平成19年7月10日に当該事業所で賞与記録のある者はいない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500642 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500286 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 17 年 7 月 29 日は 15 万円、平成 17 年 12 月 29 日は 20 万円、平成 18 年 7 月 31 日は 25 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 29 日、平成 17 年 12 月 29 日、平成 18 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 29 日、平成 17 年 12 月 29 日、平成 18 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の B 社における平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 29 日
② 平成 17 年 12 月 29 日
③ 平成 18 年 7 月 31 日
④ 平成 18 年 12 月 29 日

A 社もしくは B 社から賞与が支給されていたが、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された預金通帳及び同僚が所持する賞与明細書から、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、

賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までに係る標準賞与額については、預金通帳に記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間①は15万円、請求期間②は20万円、請求期間③は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者から提出された預金通帳及び同僚が所持する賞与明細書から、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間④に係る標準賞与額については、預金通帳に記載されている振込額、同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間④について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500459号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500287号

第1 結論

請求者のA社における平成23年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を26万円から28万円に訂正することが必要である。

平成23年8月1日から同年9月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月1日から同年9月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年3月1日から同年6月1日まで
② 平成22年9月1日から平成23年9月1日まで

請求期間①について、B社における平成19年3月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額は28万円であるが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文に該当しており、年金額の計算上は26万円となっているので記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社における平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額は28万円であるが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文に該当しており、年金額の計算上は26万円となっているので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②に係る標準報酬月額については、現在、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として26万円、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金保険法第75条本文該当記録）として28万円と記録されており、当該

期間のうち平成23年8月については、請求者から提出された給料明細書により、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの届出を行い、厚生年金保険料を納付したと回答しているが、当該届出は保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年4月8日に提出されていることから、年金事務所は、請求者の平成23年8月1日から同年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち平成22年9月1日から平成23年8月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できるものの、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該給料明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間①に係る標準報酬月額については、現在、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として26万円、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として28万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できるものの、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500575 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500288 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 25 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及び A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500683 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500289 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 19 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及び A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、19 万円とし、請求期間に係る賞与支給日については、平成 22 年 7 月 9 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500694 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500290 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 29 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表、A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500486 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500057 号

第 1 結論

昭和 50 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 30 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 50 年*月から昭和 51 年 3 月まで

私は、20 歳到達時には国民年金に加入していなかったが、昭和 51 年 3 月頃に A 市から実家がある B 県 C 村（現在は、D 市）に転居した際、両親の勧めもあって国民年金に加入した。加入するに際し、まず、20 歳到達時から未納となっていた保険料約 3 万円から 4 万円を、同村役場で納付書（約 7 センチから 8 センチ×15 センチぐらい、白又はピンク色）により納付したが、年金手帳の交付はなかった。その後、昭和 53 年に A 市に戻るまで、毎月 8,000 円程度の保険料を C 村役場で納付した。

しかし、請求期間の保険料は未納とされているため、日本年金機構に照会したところ、私の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月以降に A 市 E 区で払い出されたものであり、C 村では国民年金に加入していなかったとのことであったが、私は、同村で国民年金に加入し、請求期間の保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 51 年 3 月頃に A 市から B 県 C 村に転居して国民年金の加入手続きを行い、請求期間を含む 20 歳到達時から未納となっていた保険料約 3 万円から 4 万円を同村役場で納付し、その後、昭和 53 年に A 市に戻るまで、毎月 8,000 円程度の保険料を C 村役場で納付したと陳述しているところ、請求期間は*か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者が C 村に転居したのは昭和 51 年 7 月であり、以後、昭和 53 年 3 月まで同村に居住していたことが確認できるが、
i) 請求者は、国民年金に加入した際、年金手帳の交付はなかったと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び紙台帳検索システムにおいて、請求者に同村で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない

いこと、ii) 請求者が同村に転居した時点(昭和51年7月)において、請求期間の保険料は過年度保険料となるが、D市は、当時、C村が過年度保険料を取り扱っていたかは不明としていること、iii) 請求者が同村に転居した時点において、遡って納付できる保険料額は、過年度保険料として請求期間の保険料*円(月額1,100円の*か月分)と、現年度保険料として昭和51年4月から同年7月までの保険料5,600円(月額1,400円の4か月分)のあわせて*円となり、請求者が記憶する保険料額約3万円から4万円と大きく相違すること、iv) 請求者は、その後、昭和53年にA市に戻るまで、毎月8,000円程度の保険料を納付したと陳述しているが、昭和51年度(月額1,400円)及び昭和52年度(月額2,200円)の1か月の保険料額とも相違することから、請求者がC村で国民年金に加入し保険料を納付した事情を見いだすことができない。

また、戸籍の附票によると、請求者は、昭和53年3月にC村からA市に転居し、昭和56年12月にF市に転居するまでA市に居住していたことが確認できる。オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は昭和53年4月頃に行われたものと推認され、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われ、その際に20歳到達時の昭和50年*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者の国民年金加入手続は、請求者がA市に居住した期間に行われたものと推認されるが、請求者は同市に居住した期間の国民年金に係る加入手続及び保険料納付は、当時の勤務先の店主が行ってくれたとしており、請求者は直接関与していないため、当時の国民年金加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明であるところ、請求者の国民年金加入手続が行われた昭和53年4月頃の時点で、請求期間のうち、昭和50年*月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、上述の国民年金加入手続時期(昭和53年4月頃)を基準とすると、請求期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求期間直後の昭和51年4月から昭和53年3月までの保険料(昭和51年度及び昭和52年度の保険料)は、加入手続を行った1か月後である昭和53年5月に昭和51年度を、昭和53年8月に昭和52年度を過年度保険料としてそれぞれ一括で納付していることが確認できる。この過年度保険料の納付について、請求者は、当時の勤務先の店主が、請求者がC村で国民年金に加入し保険料を納付していたことを知らずに納付したものだと思いと陳述しているところ、請求者が同村で国民年金に加入し保険料を納付した事情を見いだせないことは上述のとおりであり、昭和51年度の保険料を納付した昭和53年5月時点において、請求期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの保険料は時効により納付できなかったことから、当時、勤務先の店主は、時効が成立していない昭和51年度から過年度保険料の納付を開始したものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500387 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500058 号

第 1 結論

平成 14 年 4 月から平成 15 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間、あるいは学生納付特例により納付猶予されていた期間として、ともに訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 55 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 14 年 4 月から平成 15 年 10 月まで

私は、20 歳の頃に、国民年金の加入手続と同時に、保険料の免除申請を行った。その後、請求期間も含め、毎年、申請用の書類が送付されてきたので、その書類に必要事項を記載した上で返送した。平成 14 年 4 月から学生であったため、請求期間の保険料は学生納付特例の申請を行ったと思うが、それまでと手続は変わらなかったと思う。請求期間直前の保険料は免除申請により全額免除され、請求期間直後の保険料は学生納付特例の申請により納付猶予されているのに、請求期間の保険料が未納と記録されているのはおかしいと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は 20 歳到達（平成 12 年*月）を契機として、平成 12 年*月*日に付番され、平成 12 年*月以降、請求者は国民年金の被保険者資格を取得するとともに、平成 12 年度（平成 12 年*月から平成 13 年 3 月まで）について、保険料の免除申請が行われ、当該年度が全額免除期間として承認されている。その後の請求者の納付記録については、請求期間直前の平成 13 年度が全額免除期間として、請求期間直後の平成 15 年 11 月から請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前月の平成 18 年 2 月までが学生納付特例により保険料が納付猶予された期間として承認されている。

しかし、請求者は、請求期間について、請求期間前後の期間と同様に自宅に送付されてきた申請用の書面を返送する方法で申請を行っており、送付されてきた書面が保険料の免除に関するものであったか、学生納付特例による保険料

の納付猶予に関するものであったか定かではないが、平成 14 年 4 月からは学生であったため、学生納付特例の申請が行われ、これにより請求期間の保険料は納付猶予されていたのではないかと、年金記録の訂正を求めている。

- 2 請求期間は、19 か月と比較的短期間である上、請求者は、請求期間において継続して国民年金の被保険者であり、かつ、大学生であったとしていることから、学生納付特例の申請を行うことが可能であった。

また、前記のとおり、請求期間直前の保険料は免除され、直後の保険料は納付猶予されているため、当時、学生であった請求者は、請求期間を通じて大きな経済状況の変化はなかったものとみられることから、その主張のとおり、学生納付特例の申請を行ったとすれば、保険料の納付猶予が承認されていた可能性がうかがわれる。

- 3 しかしながら、平成 14 年度以降の保険料の免除又は納付猶予の勧奨について、請求者が居住していた A 市は、前年度において免除又は納付猶予が承認されていた者に対して、その承認と同じ種類の取扱いに関する勧奨のみ（免除又は納付猶予のいずれか）を行っていた旨回答していることから、請求期間直前に当たる平成 13 年度の保険料が免除されていた請求者に対し、平成 14 年度において、学生納付特例に関する勧奨は行われず、請求者が主張する方法をもって、学生納付特例の申請はできなかったものと考えられる。

また、請求者は、申請書を返送した時期については記憶が定かではなく、申請書、承認通知書等について保管していない旨陳述している上、A 市は、免除又は納付猶予の申請書等については、保管期限が経過しているため確認できない旨回答していることから、請求者が、請求期間において、学生納付特例の申請を行っていたことをうかがい知ることはできない。

さらに、請求期間当時、被保険者が学生納付特例の申請を行った際に保険料の納付猶予が承認される期間の始期及び終期は、申請日の属する月の前月から当該申請日の属する年度末（3 月）までとされていたところ、請求期間直後の学生納付特例による保険料の納付猶予については、A 市の国民年金システム及び B 年金事務所が保管する平成 15 年度の「国民年金保険料学生納付特例申請書」のいずれにおいても、オンライン記録と同様、その申請は平成 15 年 12 月に行われ、当該申請によって保険料の納付猶予が承認された期間は、平成 15 年 11 月から平成 15 年度末（平成 16 年 3 月）までとされていたことが確認でき、この請求期間直後の学生納付特例に関する事務処理は、制度上の取扱いとも一致し不自然さは見当たらない。

あわせて、上述の平成 15 年度の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を見ると、請求者の氏名及び住所欄は手書きで記載され、学生であることの確認書類を直接提示する方法で申請されているのに対し、平成 16 年度及び 17 年度の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を見ると、請求者の氏名及び住所欄はあらかじめ印字されていたことがうかがえ、学生であることの確認書類についても、写しを添付する方法で申請されているため、これら残存している申請書から平成 15 年度は窓口での申請、平成 16 年度以降は郵送での申請が行われて

いた可能性が読み取れる。

これら請求期間直後の納付猶予に関する事務処理及び申請状況を踏まえると、A市及びB年金事務所（当時は、B社会保険事務所）は、上述の平成15年度の申請時（平成15年12月）において、初めて請求者が学生であることを把握し、それ以降については、請求者の主張どおり、学生納付特例に関する勧奨対象者として書類の郵送を開始し、請求者がその郵送されてきた書類を返送していたものとみられる。

4 上述のA市の回答に沿うと、請求期間のうち、平成14年度について、請求者に対して、保険料の免除申請に関する勧奨が行われていたこととなり、請求者も、申請については、それまでと変わらない手続を行っていた旨陳述している。しかし、制度上、学生である被保険者は、保険料の免除に関する規定が適用されない（学生納付特例による保険料の納付猶予が優先）ほか、A市の国民年金システムにおいても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料の免除申請及びその承認がなされた形跡は確認できないことを踏まえると、請求者が、請求期間について免除申請を行い、保険料が免除されていたとする事情までは見いだせない。

5 オンライン記録によると、請求者に対しては、平成17年5月13日付けで納付書が作成されており、この納付書は、この時点で過年度保険料として納付が可能であった請求期間のうちの平成15年4月から同年10月までの全部又は一部の保険料を対象としたものであったと推察されるため、少なくとも請求期間のうちに保険料が未納とされていた期間があったことがうかがえ、請求期間については、保険料の免除又は納付猶予のいずれも承認されていなかったことが推し量られる。

また、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除又は納付猶予に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除又は納付猶予されていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

6 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていた、あるいは学生納付特例により納付猶予されていたとして、ともに認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500490 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500059 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 48 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 26 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年*月から昭和 48 年 6 月まで

私の国民年金の加入手続については、私が 21 歳か 22 歳頃、父親が行ってくれたと思う。保険料については、その後、市役所から納付書が届き、父親が「何で払わない、すぐ払ってこい。」と激怒したため、母親から*円ぐらいのお金をもらい、私が市役所に行き、保険料を一括で納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理が 2 回行われていたことが確認でき、1 回目は、昭和 50 年 8 月頃に、2 回目は、昭和 61 年 8 月頃に払出しに関する事務処理がそれぞれ行われている。これら 2 つの番号以外に、請求者に対して新たな番号の払出しに関する事務処理が行われた形跡は見当たらないため、請求者の加入手続は、昭和 50 年 8 月頃に初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 46 年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が 1 回目の番号を用いて行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、昭和 46 年*月から昭和 48 年 3 月までの保険料については、既に時効が成立しており、通常の納付方法では納付することができなかったものの、上述の加入手続時期（昭和 50 年 8 月）当時は第 2 回特例納付実施期間（昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）中であったことから、請求者は、請求期間の一部の保険料を特例納付保険料として納付することが可能であった。

また、請求期間のうち、昭和 46 年*月から昭和 48 年 3 月までの保険料を特例納付保険料として納付した場合に必要な金額は*円となり、これは、請求者

が納付したとする金額（*円ぐらい）とおおむね一致している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする父親は既に亡くなっているほか、前記の請求者に係る1回目の国民年金手帳記号番号については、母親の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されているものの、請求者によると、母親の加入手続についても父親が行ったと思うとしていることから、加入手続時期等の具体的な詳細は不明である。

また、請求者は、自身が21歳か22歳ぐらいに国民年金の加入手続が行われ、保険料を納付した旨陳述しているものの、上述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は、昭和50年8月（請求者が*歳）に初めて行われたものとみられるため、請求者は、この加入手続が行われるまでの間は国民年金に未加入であったことから、請求者に対して請求期間に係る納付書が送付されることはなく、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和48年4月から同年6月までについては、特例納付保険料として納付する取扱いはできなかつた期間であるほか、上述の加入手続時期においては、既に2年の時効が成立しており、過年度保険料として納付する取扱いもできなかつた期間であることから、請求者は、いずれの納付方法においても当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、請求期間のうち、昭和46年*月から昭和48年3月までについては、上述のとおり、当該期間の保険料を特例納付保険料として納付することが可能であったものの、i) 請求者は、加入手続時期において*歳であり、60歳到達の前月まで未納なく保険料を納付すれば、老齢基礎年金等の受給資格期間（原則として300か月以上の保険料納付済期間等が必要）を確保でき、当該期間の保険料をあえて特例納付保険料として納付する必要性は乏しかつたものと思慮されること、ii) 特例納付保険料を納付する際は、通常、窓口等で被保険者等に対し過去における年金制度の加入状況の確認を実施し、納付対象期間を相談した上で必要に応じた納付書作成を行っていたところ、上述のとおり、請求者は加入手続には直接関与しておらず、父親も既に亡くなっているため、特例納付保険料を納付する相談が行われていたか否か、その詳細は不明であることを踏まえると、請求者が、特例納付保険料の納付書を入手し、当該期間の保険料を納付していたとする事情をうかがい知ることができない。

その上、請求期間直後の保険料については、上述の加入手続時点において、2年の時効が成立していなかつたため、過年度保険料として納付することが可能であり、通常の事務処理を勘案すると、請求者に対して社会保険事務所（当時）から納付書が送付されていたものとみられるところ、国民年金被保険者台帳によると、請求期間直後の保険料は過年度保険料としてまとめて納付されていることが確認できる。これら納付書の作成及び保険料の納付状況を踏まえると、請求者は、昭和50年8月頃に行われた加入手続後に送付された過年度保険料の納付書によって保険料を納付した記憶を、請求期間の保険料の納付であったと時期を取り違えている可能性もうかがえる。

このほか、請求者が請求期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿

においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500524号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500284号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年10月から平成21年6月まで

私は、A社に平成20年10月に入社し、B社に派遣されていたが請求期間のA社に係る厚生年金保険の記録がない。面接時には、作業服・作業用安全靴等を代表者も一緒に会社経費で購入してもらった。また、給与は、茶封筒に現金・明細書入りで手渡しだった。今でも「ダブルスタンダード」での非正規雇用扱いだったのか不明ではあるが、資料として名刺を提出するので請求期間について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答等から、請求者は、請求期間のうち、平成20年10月2日から同年12月17日まで（8H程度/日）、平成21年2月2日から同年7月17日まで（5.5H/日）、派遣社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、請求者の厚生年金保険の加入手続きを行っていない為、請求者の給与から厚生年金保険料は控除しておらず、厚生年金保険料の納付もしていない旨回答している。

また、複数の同僚は、A社の勤務期間と厚生年金保険の記録は一致しておらず、派遣社員やパートタイム労働者については2か月から6か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入せず、試用期間後も厚生年金保険に加入を希望しなければ、加入させてもらえなかった旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間において同じ事業所に派遣されていたと記憶している同僚は、A社に係る厚生年金保険被保険者として確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500564号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500291号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に係る平成 18 年 4 月の賞与の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社を継承するB社は、平成 23 年 3 月に本社ビルを売却した際、法定保存期限を経過した書類を全て廃棄し、その他の資料も大部分を処分した旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給、厚生年金保険料の控除及び当該賞与に係る届出について確認できない。

また、C健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与支払の届出はされていない旨陳述している。

さらに、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果には、A社より請求期間に賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。